

電子入札用電子証明書(ICカード)の届出受付について

中種子町 建設課〔管理係〕

□ 電子入札用電子証明書(ICカード)の届出について

中種子町では、町の発注する建設工事及び建設コンサルタント等業務委託において、「かごしま県市町村電子入札システム」を利用した電子入札を実施しています。

従来の紙での入札に代わり、インターネットに接続したパソコンから、工事・委託の入札を電子的に実施し、入札案件の確認や開札結果の閲覧ができるようになっていきます。(物品・役務については、当分の間、これまでどおり紙入札での対応とします。)

電子入札では、ICカードを用いた「電子認証」を利用し、離れた場所からでも「安全」・「確実」に入札書の提出を行えるようにしています。ICカードは、入札書の暗号化や書類の作成者を証明する「電子署名」に利用されます。インターネットで使用する「社印」の様なものと考えればわかりやすいでしょう。

中種子町の電子入札システムは、「電子入札コアシステム」を利用して構築しているため、コアシステムに対応した認証局が発行したものであれば、どの会社のICカードでも利用できます。また、既に国土交通省や鹿児島県等の実施する電子入札システムでICカードを取得している場合は、そのカードを中種子町の電子入札でも利用できます。(名義の確認は必要となります。)

ただし、カードを購入しただけでは中種子町の電子入札には参加できません。中種子町の電子入札に参加するためには、会社で利用するICカードの届出を行い、登録番号の交付を受け、電子入札システムで利用者登録を行う必要があります。これは会社の印鑑証明書を届け出る作業に相当します。ICカードの届出は、中種子町の実施する電子入札に参加するために必ず必要となる作業です。

□ 届出様式

電子入札用電子証明書(ICカード)届出様式

※町 HP>町の情報>入札・契約>電子入札 よりダウンロードできます。

□ 届出手順書

電子入札用電子証明書(ICカード)届出手順書

※町 HP>町の情報>入札・契約>電子入札 より確認ができます。

届出に必要な書類は、下記のとおりです。

1. 電子入札用電子証明書(ICカード)届出書(第1号様式)
(追加変更の場合は、第2号様式での提出となります)
2. ICカード登録内容を確認できる書類の写し(発行通知書、ICカード表面の写し等)
3. 利用者登録番号通知書返送用封筒(長形3号に110円切手を添付)

届出書類の詳細については、手順書をよく確認してください。特に、返送用封筒を忘れる方が多いので、届出の際には御注意ください。ただし、ICカードの追加・変更の際には返送用封筒は不要です。

郵送の際は、上記の書類を全て建設課管理係まで送ってください。(書類に不明な点がある場合は電話確認します。)

□ 提出先

届出書類は、郵送又は持参にて下記の窓口まで提出してください。

中種子町役場 建設課管理係(本庁2階)

〒891-3692

鹿児島県熊毛郡中種子町野間 5186 番地

※持参の場合、受付時間は、8:30~17:00 となります。

□ その他

(1)届出に添付するICカード登録証等の写しについて

カードの登録内容が確認できる書類(発行通知書等)があれば写しを添付してください。認証局によっては、該当する書類が無い場合がありますので、その場合は、ICカードの表面(カード番号やカード名義人が印字されている面)のコピーをとって添付してください。

(2)届出書の記入について

ICカードの住所・氏名	ICカード取得名義者(代表者等)の住所・氏名を記入してください。
所属企業住所	会社の住所を記入してください。
登録印について	中種子町の指名願いの際に届け出ている、会社の印鑑を押してください。(ICカード名義者の印鑑ではありません。)
ICカードの使用用途	「建設工事・建設委託」のいずれかにチェックをつけてください。
登録番号	建設業の「許可番号」を記入してください。建設コンサルタントの場合は本町「受付番号」を記入してください。

(3)届出者について

中種子町に委任状を提出している場合は、受任者となる支店長、営業所長等で届出が可能です。

(4)届出提出方法と返送用封筒について

中種子町では届出書の受付後、書類の確認作業を行った後、利用者登録番号を返送用封筒にて返送しております。届出を直接持参いただいても、その場で番号の交付はできませんので御了承ください。また、持参による届出の場合でも返送用封筒が必要になりますので御注意ください。(郵送による届出をおすすめします。)

(5)ICカードが複数必要となるケースについて

一つの会社で建設工事と建設委託(建設コンサルタント・測量・調査業務等)の両方の入札参加資格を有する場合は、工事用と委託用それぞれICカードが必要となります。

ただし、「道路管理委託」等は工事に含まれると考えてください。(建設工事のICカードで対応可能)

(6)ICカードの変更について

有効期限が切れる直前のカードを次の新ICカードに変更する場合は、建設課管理係へ電子入札用電子証明書(ICカード)変更届出書を提出すると同時に、電子入札システムの「利用者登

録」で「ICカード更新」をしてください。(有効期限が切れてしまうと「ICカード更新」は使用できません。)

また、代表者もしくは企業の商号又は名称が変更になる場合は、旧ICカードが使用できなくなりますので建設課管理係へ電子入札用電子証明書(ICカード)変更届等届出書を提出してください。建設課管理係で処理後、電話連絡をしますので、その後、電子入札システムの「利用者登録」で「登録」にてICカードを登録してください。